

高齢者サービスのマンパワー対策と介護福祉養成課教育の分析

Measures for Human Resources Development in Elderly Care Services and
Analyses of Training Programs for Care Workers

佐々木 隆志

SASAKI Takashi

1. はじめに

社会福祉分野における社会福祉士及び介護福祉士養成カリキュラムは、厚生労働省通知による、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月28日 社援発第0328001号）を受け大きく変わってきている。特に、1987（昭和62）年の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62. 5. 26. 法律第30号）制定以来、大幅なカリキュラム改正といえる。

日本における社会福祉士及び介護福祉士養成施設は、2008（平成20年）4月現在、「社会福祉士指定養成施設（50ヶ所）10,122人」、「介護福祉士指定養成施設（434ヶ所）25,407人」となっている。各養成校では、2009（平成21年）年4月入学生より新カリキュラムが適用され、同年3年次への編入学生も新カリキュラムで履修している。

このようなカリキュラム改正を受け、本稿では介護福祉士養成施設における、旧カリキュラム「老人福祉論」と新カリキュラム「高齢者の生活の理解」の講義内容を分析し、介護福祉士養成の目的を考察することにある。つまり、従来の介護福祉士に求められている「老人福祉」の内容と、新カリリの「高齢者生活の理解」のシラバスを考察し、その特徴をおさえ新しい介護福祉士養成教育に生かし教育の質の向上を図るものである。

2. 旧カリキュラムの老人福祉論の特徴

従来の老人福祉論の講義で、講義4単位（年間30週）必修科目として位置付けられてきている。介護福祉士の指定科目は、「社会福祉概論、老人福祉論、障害者福祉論、リハビリテーション論、社会福祉援助技術、レクリエーション指導法、老人・障害者の心理、家政学概論、栄養・調理、家政学実習、医学一般、精神衛生、介護概論、介護技術、障害形態別介護技術、介護実習、実習指導」となっていた。これらの科目は、資料1により、講義の目標と内容が示されている。つまり、従来の科目群は、科目名称でその講義内容が想定されるように、「老人」「障害者」「介護技術」などその対象領域を明確に限定していた内容であったといえる。それぞれの科目は、社会的背景から理解し、老人福祉の課題がどのように発生し、どのような問題が生じ、老人の制度やサービスがどのように機能しているか。さらに、講義後半では事例研究を取り入れながら学習する内容であったといえる。しかし、これらの目標及び内容は、1990（平成2）年のゴールドプランや2000（平成12）年の社会福祉構造改革と大きく連動してきたと言える。例えば、1988（昭和63）年に設立された

民間事業団体シルバーサービス振興会は、シルバーマーク制度の運用やシルバーサービスの調査研究・広報、普及を目的としており、シルバーサービス分野の健全な発展に寄与しているといえる。この流れは、昭和62年代以降わが国では、国が高齢者サービス部門へ積極的に民間活動の参入を促した経緯がある。そこで、「老人福祉論」目標5に「民間シルバーサービスの現状とその社会的意義について理解させる。」等が含まれている。この考え方は、新ゴールドプラン以降、民間サービスの積極的参入が拡大につながり、第2種社会福祉事業分野へ大きく営利企業が参入してくることになる。つまり、上記は一例にすぎないが、老人問題はいつの時代にも、社会制度や社会的動向を受けての時代、時代の社会的問題が発生してきている。換言するならば、孝橋理論による「社会問題と社会的問題」¹⁾として捉えることができる。

以上のことから、表1から「旧カリキュラムの特徴」は、以下のように要約できる。第1に、各科目の目標に規定されているように、老人福祉の社会的背景の理解し、老人福祉の理念、目的を理解する点。第2に、老人福祉・老人保健及び介護保険制度の概要とサービスの体系、内容及び利用手続き等、具体的な実践活動を理解する点。第三に、老人福祉サービスと関連行政の一体的運営の必要性を理解し、民間シルバーサービスの現状とその社会的意義について理解する点に特徴をみる。

つまり、老人福祉を核とした制度の理解に主軸をおいている点に特徴がある。すなわち、介護保険前までは、老人福祉法を中心とした講義内容でその後は、利用者支援である介護保険が中心になってきている。さらに、老人福祉法、第2条、第3条で示す、「老人福祉の理念」をサービスの実施主体者（介護福祉士）が理解する学習等も行ってきている。

また、従来旧カリでは、老人の歴史的背景や老人福祉法前の制度の理解も、今日の高齢者問題を捉えるうえで重要な学習と考え筆者は講義を進めてきた。

表1 旧カリキュラム：老人福祉論、目標及び内容

| |
|---|
| <p>[目標]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉の社会的背景について理解させる。 2 老人福祉の理念、目的を理解させる。 3 老人福祉、老人保健及び介護保険制度の概要とサービスの体系、内容及び利用手続き等、具体的な実践活動を理解させる。 4 老人福祉サービスと関連行政の一体的運営の必要性を理解させる。 5 民間シルバーサービスの現状とその社会的意義について理解させる。 <p>[内容]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現代社会と老人問題 <ol style="list-style-type: none"> 1) 少子高齢社会の到来と意義（人口構成、社会経済及び家族構造の変動等） 2) 老人問題の顕在化 3) 老人の福祉需要の拡大と質的变化 2 老人福祉制度の概要とサービス <ol style="list-style-type: none"> 1) 老人福祉法の目的、理念 2) 老人福祉サービスの発展（戦後の福祉施策を中心に） 3) 老人福祉サービスと関係推進機関 4) 老人福祉サービスの財政システム 5) 老人福祉サービスにかかわる関係職員 6) 老人福祉サービスと保健医療サービスとの連携 |
|---|

- | |
|--|
| <p>3 老人福祉サービスの体系と内容</p> <p>1) 老人福祉サービスの体系</p> <p>2) 在宅福祉サービスの内容</p> <p>①在宅福祉サービスの意義（概念と役割、対象と需要、運営形態の多様性と財政）</p> <p>②在宅福祉サービスの種類と実施目的（社会参加サービスを含む）</p> <p>3) 施設福祉サービスの内容</p> <p>①老人ホームの意義及び運営（意義と役割、利用手続、設置運営形態、設備運営基準、運営費と整備費、利用者負担システム）</p> <p>②老人ホームにおけるサービス（理念、内容と目標、評価、施設と地域社会とのかかわり）</p> <p>4 介護保険制度の概要</p> <p>1) 介護保険制度の目的、理念</p> <p>2) 介護保険制度の運営と財源</p> <p>3) 介護保険制度に基づく給付</p> <p>4) 介護保険制度の利用手続き</p> <p>5 民間シルバーサービスの現状と展望（概念、登場の社会的背景、活動分野の現状、振興の必要性）</p> <p>6 老人福祉と関連分野の連携</p> <p>1) 保健医療サービス（老人保健制度の概要、老人保健サービスの体系及び内容を中心に）</p> <p>2) 所得、就労、住宅、税制、生涯教育、人権、成年後見制度等</p> <p>7 事例研究（具体的な事例を通じ介護福祉士として福祉と保健医療等の一体的運用の必要性を学ぶ）</p> <p>1) 寝たきり老人の場合</p> <p>2) 痴呆性老人の場合</p> <p>3) 独り暮らし老人の場合等</p> |
|--|

3. 新カリキュラム「高齢者の生活の理解」の特徴

表2、新カリキュラムにおける「高齢者の生活の理解」は、「法第39条第一号の介護福祉士養成施設関係」を受け、資格取得時の介護福祉士養成の目標を11の柱から示している。これらの内容は、平成12年改正の社会福祉基礎構造改革を受け、社会福祉事業法から社会福祉法へ法律名が変化し、さらに従来からの社会福祉事業法に示す社会福祉の目的達成から、改正社会福祉法の目標と大きく関係性を示した内容といえる。つまり、改正社会福祉法では、「サービス利用者の利益の保護」を第一義的にあげており、サービス利用者としての主体性の尊重や、相手の立場あった介護が全面的に示されている。従来からの老人福祉の範疇を大きく超え、老人福祉の部分で「人間と社会」領域における「社会の理解」の部分で、従来からの「老人福祉」の講義に当たる部分である。この領域は、「①生活と福祉、②社会保障制度、③介護保険制度、④障害者自立支援制度、⑤介護実践に関連する諸制度」から編成されている。従来からの老人福祉の目標及び内容と照合すると、大幅に削減したカリキュラム内容と

いえる。しかし、「①個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習とする。」等と示されており、高齢者の生活が地域や家庭環境と大きく関連し、そうした諸事情を考慮し、講義を進めなければならないことが理解できる。つまり、高齢者の環境を捉えることに力点を置いた改正と理解でき、この考えは国際障害分類（ICF）改正と連動した考えと理解できる。

旧カリの老人福祉論は、「高齢者の生活の理解」に名称が変わり、従来の高齢者に限定したサービス支援から、高齢者の生活を重視した理解と支援の講義内容になっている点に特徴をみることができる。この視点は、介護福祉士の目的、社会福祉構造改革の利用者支援の考え方、さらには1991年12月国際連合総会により採択された「高齢者のための国連5原則」を包括した視点である。（表4参照）この5原則は、表4により、世界各国が高齢問題へ取り組む基本理念として「自立、ケア、尊厳、参加、自己実現」の5つを掲げている。世界各国がそれぞれの国において、高齢者政策においては、この5つの原則を入れることを奨励している。

日本でも各種の関連法律において、この理念が含まれた内容であり、日本が目指す介護福祉士養成科目群においても、この考えが示唆されている。

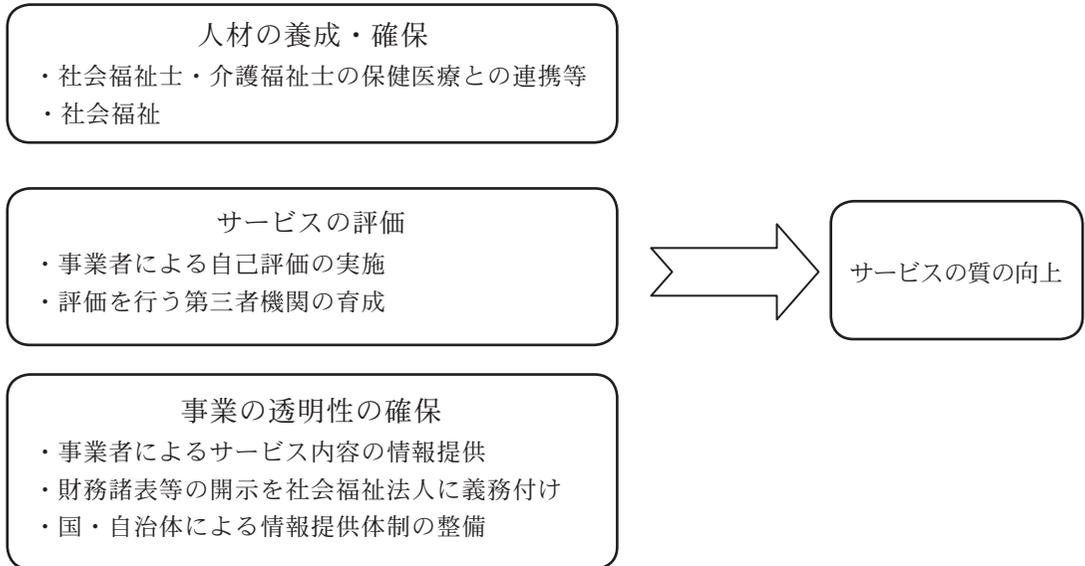
表2 新カリキュラムにおける「高齢者の生活の理解」
(法第39条第一号の介護福祉士養成施設関係)

| 資格取得時の介護福祉士養成の目標 |
|--|
| 1 他者に共感でき、相手の立場に立って考えられる姿勢を身につける。 |
| 2 あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護の知識・技術を修得する。 |
| 3 介護実践の根拠を理解する。 |
| 4 介護を必要とする人の潜在能力を引き出し、活用・発揮させることの意義について理解できる。 |
| 5 利用者本位のサービスを提供するため、他職種協働によるチームアプローチの必要性を理解できる。 |
| 6 介護に関する社会保障の制度、施策についての基本的理解ができる。 |
| 7 他の職種の役割を理解し、チームに参画する意義を理解できる。 |
| 8 利用者ができるだけなじみのある環境で日常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとりの生活している状態を的確に把握し、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につける。 |
| 9 円滑なコミュニケーションの取り方の基本を身につける。 |
| 10 的確な記録・記述の方法を身につける。 |
| 11 人権擁護の視点、職業倫理を身につける。 |

| 領域 | 領域の目的 | | |
|-------|---|--|---|
| 人間と社会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 介護を必要とする者に対する全人的な理解や尊厳の保持、介護実践の基盤となる教養、総合的な判断力及び豊かな人間性を涵養する。 2 利用者に対して、あるいは他職種協働で進めるチームケアにおいて、円滑なコミュニケーションをとるための基礎的なコミュニケーション能力を養う。 3 アカウンタビリティ（説明責任）や根拠に基づく介護の実践のための、わかりやすい説明や的確な記録・記述を行う能力を養う。 4 介護実践に必要な知識という観点から、介護保険や障害者自立支援法を中心に、社会保障の制度、施策についての基礎的な知識を養う。また、利用者の権利擁護の視点、職業倫理観を養う。 | | |
| | 教育内容 | ねらい | 教育に含むべき事項 |
| | 人間の尊厳と自立 (30時間以上) | 「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習とする。 | ①人間の尊厳と自立 ②介護における尊厳の保持・自立支援 |
| | 人間関係とコミュニケーション (30時間以上) | 介護実践のために必要な人間の理解や、他者への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養うための学習とする。 | ①人間関係の形成 ②コミュニケーションの基礎 |
| | 社会の理解 (30時間以上) | <ol style="list-style-type: none"> ①個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習とする。 ②わが国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。 ③介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する学習とする。 ④介護実践に必要とされる観点から、個人情報保護や成年後見制度などの基礎的知識を習得する学習とする。 | <ol style="list-style-type: none"> ①生活と福祉 ②社会保障制度 ③介護保険制度 ④障害者自立支援制度 ⑤介護実践に関連する諸制度 |

〔出典：（通知）「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」平成20年3月28日社援発第0328001号、各都道府県知事・指定都市長、中核市長・関係〕

表3 社会福祉基礎構造改革におけるサービスの質の向上



4. 新カリキュラム「高齢者の生活の理解」科目の分析

以上のべてきたように、新カリキュラムでは、高齢者者の生活を理解しその生活の背後にある「生活課題」を理解することが講義のなかで強く求められていると筆者は考えている。つまり、従来の介護福祉士に求められていた、介護福祉士の目的第一条にある「入浴・排泄食事等の介護」及び「介護者に対する指導」から、改正後においてソーシャルな視点から利用者理解が求められ、さらにその課題分析が介護福祉士に強く求められていると解することができる。換言するならば、介護の基礎として利用者の生活ニーズ把握が強く求られている。但し、筆者の旧カリ・新カリのシラバス内容比較では「高齢者の生活の理解」は、内容・専門的高齢者福祉の学習水準が大幅に低下しているように考えられる。今回の改正内容は、国も社会全体もそして施設も求めているのであれば、改正カリキュラムの「高齢者の生活の理解」は専門的介護福祉士として、学習内容の不十分さが残る。

今日、大学は5年に一度の外部評価（認定評価）が義務付けられており、教育の質の向上は、全学で取り組まなければならない必須事業である。それゆえ、改正カリキュラムの中でより質の高い介護福祉士が求められていると筆者は考える。

その具体的学習内容の補填は、養成校の担当教員に委ねられているが、どの部分がどのように低下したシラバス内容かについては、別稿でさらに考察していく予定である。

表3に示す社会福祉基礎構造改革に示すサービスの質の向上を目指す、専門的介護福祉士を養成に向け今、教育能力が問われていると筆者は考える。

表 4

高齢者のための国連 5 原則

1991年12月16日、国連総会は「高齢者のための国連原則」を含む決議46/91を採択した。政府は自国プログラムに本原則を入れることが奨励された。

自立

高齢者は

- ・収入や家族・共同体の支援及び自助努力を通じて十分な食料、水、住居、衣服、医療へのアクセスを得るべきである。
- ・仕事、あるいは他の収入手段を得る機会を有するべきである。
- ・退職時期の決定への参加が可能であるべきである。
- ・適切な教育や職業訓練に参加する機会が与えられるべきである。
- ・安全な環境に住むことができるべきである。
- ・可能な限り長く自宅に住むことができるべきである。

参加

高齢者は

- ・社会の一員として、自己に直接影響を及ぼすような政策の決定に積極的に参加し、若年世代と自己の経験と知恵を分かち合うべきである。
- ・自己の趣味と能力に合致したボランティアとして共同体へ奉仕する機会を求めることができるべきである。
- ・高齢者の集会や運動を組織することができるべきである。

ケア

高齢者は

- ・家族及び共同体の介護と保護を享受できるべきである。
- ・発病を防止あるいは延期し、肉体・精神の最適な状態でいられるための医療を受ける機会が与えられるべきである。
- ・自主性、保護及び介護を発展させるための社会的及び法律的サービスへのアクセスを得るべきである。
- ・思いやりがあり、かつ、安全な環境で、保護、リハビリテーション、社会的及び精神的刺激を得られる施設を利用することができるべきである。
- ・いかなる場所に住み、あるいはいかなる状態であろうとも、自己の尊厳、信念、要求、プライバシー及び、自己の介護と生活の質を決定する権利に対する尊重を含む基本的人権や自由を享受することができるべきである。

自己実現

高齢者は

- ・自己の可能性を発展させる機会を追求できるべきである。
- ・社会的・教育的・文化的・精神的・娯楽的資源を利用することができるべきである。

尊厳

高齢者は

- ・尊厳及び保障を持って、肉体的・精神的虐待から解放された生活を送ることができるべきである。
- ・年齢、性別、人種、民族的背景、障害等に関わらず公平に扱われ、自己の経済的貢献に関わらず尊重されるべきである。

(資料出所：総務省(旧総務庁) 高齢社会対策室)

表5

| | 従 養 者 数 (人) | | | | | | | |
|---------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 昭和45年 | 昭和50年 | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成13年 |
| 総 数 | 201,565 | 343,330 | 474,779 | 548,031 | 617,859 | 783,088 | 1,061,366 | 1,289,673 |
| 保 険 | 3,205 | 4,171 | 5,502 | 6,031 | 6,279 | 6,517 | 6,408 | 6,165 |
| 老 人 | 16,315 | 37,371 | 64,093 | 88,543 | 115,394 | 204,932 | 410,972 | 586,685 |
| （うち特別養護老人ホーム） | (4,197) | (18,005) | (37,037) | (57,282) | (81,785) | (122,819) | (168,257) | (251,459) |
| （うち養護老人ホーム） | (10,486) | (14,798) | (18,318) | (18,791) | (19,185) | (20,250) | (20,510) | (18,487) |
| （うち軽費老人ホーム） | (598) | (1,360) | (2,688) | (3,815) | (4,030) | (5,917) | (12,313) | (16,762) |
| 身 体 障 害 者 | 4,614 | 8,045 | 13,536 | 18,947 | 23,396 | 29,616 | 38,166 | 47,771 |
| 児 童 | 448 | 490 | 519 | 557 | 564 | 608 | 589 | 417 |
| 知 的 障 害 者 | 167,902 | 269,790 | 364,872 | 378,706 | 393,446 | 431,291 | 493,300 | 501,529 |
| 母 子 | (123,985) | (208,429) | (282,285) | (302,255) | (315,408) | (350,927) | (409,270) | (426,683) |
| 種 々 | 43,715 | 12,344 | 21,891 | 32,287 | 41,365 | 57,234 | 71,732 | 84,364 |
| 其 他 の 社 会 福 祉 施 設 等 | 347 | 426 | 503 | 594 | 543 | 584 | 537 | 293 |
| | - | - | - | - | 547 | 1,343 | 3,365 | 8,383 |
| | 5,019 | 10,893 | 13,863 | 22,426 | 36,325 | 30,963 | 36,317 | 64,406 |

(注) 1 昭和45年の数値は、12月31日現在、昭和50年以後の数値は、10月1日現在である。
 2 「介護施設」の従業者数には医療介護施設分を含む。
 3 「児童福祉施設」の従業者数には労働施設分を含む。
 4 「その他の社会福祉施設」には、労働施設、資料老人ホーム、などがある。
 5 「その他の社会福祉施設」には、労働施設、資料老人ホーム、などがある。
 6 昭和55年の「老人福祉法の改正」により、特別養護老人ホームが「知的障害者養護施設」になる。
 7 平成2年の「老人福祉法の改正」により、老人ホームが「その他の社会福祉施設」から「精神障害者養護施設」になったが、平成11年4月から「知的障害者養護施設」になった。
 (資料) 厚生労働省「社会福祉施設等調査報告」(平成19年)

表6 授業概要

| | | | | | |
|--|------------------------|-----------------|------------------------------|--------|--|
| 授業のタイトル(科目名) | | 授業の種類(講義・演習・実習) | | 授業担当者 | |
| 高齢者の生活の理解 | | 講義 | | 佐々木 隆志 | |
| 授業の回数 | 時間数(単位数) | 配当学年・時期 | | 必修・選択 | |
| 30回 | 60時間(4単位) | 1年・通年 | | 必修 | |
| 【授業の目的・ねらい】 | | | | | |
| <p>【目的】この科目では、平成12年社会福祉基礎構造改革以降の新しい概念である「高齢者の尊厳の保持」と「自立支援」という視点に立ち、介護を必要とする人々への理解を深め、そのニーズの把握と具体的支援のあり方について学ぶ。</p> <p>【ねらい】この科目のねらいは、介護を必要としている人々が、いつでも、どこでも気軽にサービスが利用できるように、介護福祉士の立場から常に高齢者の生活の理解について努める。さらに、高齢者サービスのニーズの拡大と質的变化について、高齢者の生活から理解する。</p> | | | | | |
| 【授業全体の内容の概要】 | | | | | |
| <p>今日高齢者を取り巻く環境は、家族形態の変化、少子超高齢社会の到来、高齢者虐待やオレオレ詐欺でみられるようにその問題は大きく広がり、一方では介護を苦にした自殺等の老夫婦世帯の現状がある。このような状況で高齢者の生活を正しく理解するためには、介護福祉士としてその生活上のニーズ把握と、その支援体制を理解することが重要であり予防的福祉が急務である。平成12年以降高齢者の尊厳の保持と自立支援がキーワードになっているが、現実的には社会福祉法の目的にみる「福祉サービスの利用者の利益の保護」に至っていない。本講では、その高齢者の生活理解のために、高齢者の尊厳をいかに守り、高齢者のQOLを高め、自立支援につなげるかについて学ぶ。</p> | | | | | |
| 【授業修了時の到達課題(到達目標)】 | | | | | |
| <ol style="list-style-type: none"> ①高齢者福祉の社会的背景について理解する。 ②高齢者の生活全般について理解する。 ③高齢者福祉の理念・意義について理解する。 ④高齢者福祉のサービスの活用方法について理解する。 ⑤高齢者福祉と関連行政・民間サービスの供給体制について理解する。 ⑥高齢者の尊厳の保持と自立支援について理解する。 | | | | | |
| 【授業の日程と各回のテーマ・内容・授業方法】 | | | | | |
| コマ数 【前期】 | | | 【後期】 | | |
| 1 | 高齢社会の到来と社会の対応の理解 | 1 | 居宅・介護保険サービス利用の理解 | | |
| 2 | 高齢化の進展とその影響の理解 | 2 | 施設・介護保険サービス利用の理解 | | |
| 3 | 高齢社会対策とその方向の理解 | 3 | 高齢者の生活理解と成年後見制度の理解 | | |
| 4 | 高齢者の生活とニーズの現状の理解 | 4 | 高齢者の生活理解と地域福祉権利擁護事業 | | |
| 5 | 高齢者の健康状態と生活ニーズの理解 | 5 | 民間活動とシルバーサービス・リスクマネジメント | | |
| 6 | 高齢者の経済状況と生活ニーズの理解 | 6 | 高齢者の生活理解(相談援助活動ケアマネジメント) | | |
| 7 | 高齢者の就業状況と生活ニーズの理解 | 7 | 高齢者の生活理解Ⅰ(事例研究、居宅) | | |
| 8 | 高齢者の身体的特性の理解 | 8 | 高齢者の生活理解Ⅱ(事例研究、施設) | | |
| 9 | 高齢者の心理特性・精神障害の理解 | 9 | 高齢者の生活理解Ⅲ(事例研究、病院) | | |
| 10 | 高齢者福祉の歴史的展開Ⅰ(明治・大正・昭和) | 10 | 海外の高齢者福祉Ⅰ(イギリス) | | |
| 11 | 高齢者福祉の歴史的展開Ⅱ(昭和・平成・現代) | 11 | 海外の高齢者福祉Ⅱ(アメリカ) | | |
| 12 | 高齢者の医療の確保に関する法律の理解 | 12 | 高齢者福祉レジデンシャルケアの概念 | | |
| 13 | 介護保険制度の仕組みの理解 | 13 | 高齢者福祉とサービスの質の向上 | | |
| 14 | 介護保険制度の給付内容の理解 | 14 | 高齢者福祉・住環境と生活の理解 | | |
| 15 | 老人福祉法と老人福祉サービスの理解 | 15 | 高齢者の尊厳と自立支援について | | |
| 【使用テキスト・参考文献】 | | | 【単位認定方法及び基準】(試験やレポート評価の基準など) | | |
| 杉本敏夫編『高齢者福祉論』[第4版] ミネルバエ書房、2008年3月 | | | ・定期試験60点以上、その他学習課題提出のこと。 | | |

注)

- 1) 孝橋正一編著『現代「社会福祉」政策論』p268, ネネルヴァ書店, 1982年。孝橋理論は、「社会事業の社会科学的体系の中で発生し、それらは資本主義制度の構造的欠陥から生ずる社会的諸問題を、その社会制度の構造的特質から基本的・直接的に与えられる社会問題と、そこから関係的・派生的に生ずる社会的問題とに二分する」を指摘する。

【参考文献】

1. 社会保障入門編集委員会『社会保障入門 2009』中央法規出版, 2009年、
2. 社会福祉法令研究会編『社会福祉法の開設』中央法規出版, 2001年、
3. 『改訂版 社会福祉士・介護福祉士・社会福祉主事関係法令通知集』第一法規, 2009年、

※本研究は、『平成 21 年度科学省科学研究費補助金〔一般研究 (C) (2)〕 (課題番号 :50178654)』の研究助成を受け進めているものであり「研究課題：高齢者サービスのマンパワー対策と労働市場の多角的分析」研究代表者 佐々木隆志であり、本稿はその一部である。

(2009年12月18日受理)